

多言語翻訳システム賃貸借仕様書

1. 調達名

多言語翻訳システム賃貸借

2. 目的

本市の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険及び国民年金の窓口業務等（以下「保険窓口」という。）を行うにあたりコニカミノルタ株式会社の多言語翻訳サービス KOTOBAL 又は同等のサービスを提供するシステム（以下「本システム」という。）を導入し、外国人、聴覚障がい者及び高齢者等との意思疎通や情報伝達を円滑に行えるよう本システムを活用し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3. 賃貸借の期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までの間

利用時間帯 8 時 45 分から 17 時 15 分

4. 本システムの構成

タブレット端末（通信付き）	1 台
多言語翻訳アプリ	1 ライセンス
操作マニュアル	1 式

5. 本システムの前提条件

本システムが次に該当していること。

プライバシーマークを取得した企業若しくは ISMS 適合性評価制度に基づく ISMS 認証（ISO/IEC27001）を取得した事業又は日本セキュリティ監査協会の SOC 報告書等の範囲となる製品であり、これらの報告書等により企業の組織の管理体制を確認できる資料を契約締結時に提出すること。

6. 内容

受注者は、次の各要件等を満たすものとする。

- ・保険窓口の業務支援のための外国人、聴覚障がい者及び高齢者等の来庁者と職員間のコミュニケーションの向上のために、本システムを賃貸すること。
- ・本システムは、別途調達する「（3）透明ディスプレイの規格」を満たす透明ディスプレイと接続でき、翻訳結果を透明ディスプレイに出力し表示できること。
- ・本システムは、次の（1）から（7）の要件を満たすこと。

（1）多言語翻訳アプリの要件

（ア）音声機械翻訳機能

- ・AI による音声機械翻訳ができること。
- ・音声機械翻訳機能は、英語、中国語、ハングル語、ネパール語その他の 30 言語以上の翻訳ができること。
- ・音声機械翻訳機能は、提供する全言語を音声での入力及び出力を可能にすること。
- ・音声機械翻訳機能は、業務効率化のための定型文機能があること。

（イ）音声筆談機能

- ・音声や文字入力で日本語を表示できること。

（ウ）その他

- ・インターネットブラウザにより任意のタイミングで定型文を登録・変更・削除ができ、本システムに即時反映できること。

- ・定型文は、フォルダで管理できること。
 - ・定型文は発話しなくても登録したものを翻訳及び表示できること。
 - ・使用状況及び使用履歴を確認できる機能があること。
- (2) タブレット端末の要件
- (ア) タブレット端末は、米国 Apple 社の iOS13.0 以上の OS が稼働する iPad とすること。
 - (イ) タブレット端末は、「(3) 透明ディスプレイの規格」の透明ディスプレイに接続でき利用できること。
 - (ウ) 通信規格は公衆 4 G 回線に対応し、通信回線接続のための通信利用料を含めること。
 - (エ) タブレット端末には、多言語翻訳アプリをインストールし利用できる状態にすること。
なお、他の用途に利用できないようタブレット端末の制限を行うこと。
 - (オ) 多言語翻訳アプリは、タブレット端末単体で利用できること。
 - (カ) タブレット端末には、多言語翻訳アプリでの音声機械翻訳及び音声筆談のデータを一切記録しないよう設定を行うこと。
 - (キ) タブレット端末が通常の利用（経年劣化を含む）で故障等した場合は交換を行い、透明ディスプレイ及び多言語翻訳アプリが利用できるよう設定すること。その際、「8. 秘密保持等」の規定に従い、返却されたタブレット端末内のデータを受注者が責任をもって確実に削除を行い、「データ削除の証明書」を本市に提出するものとする。
- (3) 透明ディスプレイの規格
- 次の規格又は同等以上のものであること。なお、透明ディスプレイは、別途、調達するものとする。
- ・製品名：透明インターフェース Rælc clear（レルクリア）
 - ・製造元：株式会社ジャパンディスプレイ
 - ・製品外形：351mm（横）×201mm（高さ）×120mm（奥行）
 - ・対角サイズ：12.3 インチ以上
 - ・表示色数：4,096 色
 - ・接続：HDMI
- (4) セキュリティ対策
- ・本システムは、個人情報を利用できること。
 - ・第三者による通信傍受を防止するため、タブレット端末から本システムのサーバー（以下「サーバー」という。）を含む通信ネットワーク全体で暗号化通信を行うこと。
 - ・タブレット端末には MDM（モバイルデバイスマネジメント）を導入し、端末の盗難に備え遠隔ロックやアップデートを実施できること。
 - ・本システムに入力した内容の処理するサーバーには、IDS（Intrusion Detection System）及び WAF（Web Application Firewall）等を装備し、不正アクセス対策を行っていること。
 - ・サーバー（データを含む。）は、日本国内に設置していること及び日本国法が適用していること。
 - ・保険窓口での音声機械翻訳及び音声筆談したデータは、多言語翻訳アプリを利用するためのサーバー、タブレット端末、透明ディスプレイ及び通信機器上のすべてで保存しないよう設定すること。ただし、本市が認めた使用状況及び使用履歴のデータはこの限りでない。
 - ・受注者は、本市が保険窓口での音声機械翻訳及び音声筆談したデータ（翻訳語の文字データを含む。）をサーバーに保存する場合であっても、当該データを二次的利用してはならないこと。
 - ・タブレット端末及びサーバー等でインシデントが発生した場合は、直ちに本市に連絡及び報告を行うこと。
- (5) 本システムのサポート

- ・電話又はメールによる本システム利用による本サービスの利用に関する質問への回答及び助言を行うこと。

(6) 設置する場所

豊中市役所第2庁舎2階 健康医療部保険相談課

ただし、豊中市内にタブレット端末を持ち出し、本システムを利用することも想定している。

(7) その他全般

(ア) 導入経費

本システムの導入による専用回線の敷設等の工事費用は発生しないこと。

(イ) 操作方法の説明

- ・当課職員向けの操作マニュアルを作成すること。既存の操作マニュアルの使用もよいとするが、本市独自の操作がある場合はこれを補完すること。
- ・運用開始までに職員等を対象とした操作説明会を実施すること。

7. 再委託について

- (1) 受注者は、業務の履行にあたり、業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託するときは、事前に本市に書面にて承認を受けた上で、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

8. 秘密保持等

- (1) 受注者は、このサービスの履行に際して保険窓口の相談内容や個人情報等の知り得た事項は、第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、このサービスの提供により入手した個人情報の取扱いについては、その個人情報の保護体制を確立し、情報の漏洩が発生しないよう措置するものとする。これについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊中市条例及びその他関係法令等を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう細心の注意もって取り扱うものとする。
- (3) 受注者は、豊中市情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。
- (4) 受注者は、契約終了後、返却されたタブレット端末内のデータを受注者が責任をもって確実に削除を行い、「データ削除の証明書」を本市に提出するものとする。
- (5) 受注者は、自らの分担の履行に際して故意又は過失により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。
- (6) 受注者は、本市への本システムのサービスレベルを保証するため、サービスレベル同意書を別途、締結できるものとする。
- (7) 本市及び受注者は、本仕様書及び別途締結する契約書（契約書等という。）と受注者の本システムの規約等の規定に相反するものがあるとき、契約書等の規定を優先するものとする。

9. 支払い方法

- (1) 本件名の支払いは、請求書に基づき毎月支払うものとする。
- (2) 市は、受注者から請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (3) 初期費用は、最初の請求に含めるものとする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、本市と受注者が別途協議の上決定するものとする。

以上